

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十三号

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
学校	義務教育	校長 教頭 事務長	職		中学校	職	
	中学校	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	機関				機関		

附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。